福

告

目

○福島県財務規則の一部を改正する規則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則 ○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則 訓

報

- ○職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 ○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
- ○職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

改正する件 福島県人事委員会

○会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を

○公印を新調しその使用を開始する件

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

兀

兀

 \equiv

三三二

則

規

び福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 福島県財務規則の一部を改正する規則、 福島県行政組織規則の一 部を改正する規則及

平成二十四年六月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県規則第三十九号

福島県財務規則の一部を改正する規則

第四条第七項中「かかわらず」の下に「、相双保健福祉事務所長」を、 福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。 同条第八項中「ハイテクプラザ所長」を 「相双保健福祉事務所長、 ハイテクプラザ 「事項」の下

健 画 総 語 発 る 企

保健福 画課

総務企

馬市

馬市 相馬市

双葉郡 南相

相馬郡

健康福 画部 総務企

生活保 祉課 保健福 画課 総務企 所長」に改める。

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

別表第二中「福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター」を 「福島県相双保健福祉 福島県ハイテクプラ

ザ福島技術支援センター」に改める。 務所いわき出張所

福島県相双保健福祉事務所いわき出張所 別表第八中福島県原子力センター福島支所の項の次に次のように加える。 出張所長 物品取扱員

この規則は、 平成二十四年六月十五日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第四十号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

る。 福島県行政組織規則 (平成十五年福島県規則第1 一十四号) の一部を次のように改正す

第三十条第一項の表保健福祉事務所生活衛生部長の項の次に次のように加える。

別表第一の四の表福島県相双保健福祉事務所の項		保健福祉事務所出張所長
中	馬市 馬市 双葉郡 相馬市 南相	保健所出張所長

	平成	[24年 6]	月12日	火曜日	1	福	É	=	県	Ĺ	報		F	計外	第:	31 5	<u>]</u>						2
		_					表福島県相双保健所の項中										生部	生活衛					祉部
	馬南市相	_					県相 双								進理	衛生	事理	医癖	進理	健康	護課	生 廷	一祉課
ににのためます。	欄のひ						保健所						L	_	四个	推	四个	薬	四本	増	<u></u>	保	<u>п</u>
に関する事務に関する事務	万掌事で						の項点					_								を	-		
		_					T'						張 所 ₁	き 出	いわ								
社 健 i 部 康 i 福	部務企	_										_	Ī	き 市	いわ								
健 祉 保 i 康 課 健 i 増 福	画総課 ※								馬市			_											_
増福	企	_		郡相馬郡	相馬市 双葉	く。)に限る。) 市の事務を除	(保健所設に関する事	に定める水道	欄の分掌事務	いわき市		_											
				—— db	葉南	<u>。</u> 除	置務												生部	生活			
						生 生 部 衛		祉 俊部 春	ま 画 ま 部	総務企		_					進				進	健	一護
					進衛課生推	事医課療	進健課康	祉作課例		— 総 務		_					課	生推	課	療薬	進課	隶増	課一
					推	薬		· 前	ਜ਼ੋਂ ਜ਼	企 —		_	-							(: =4	- -		
							を					\neg								に改め			
							``	<i>t</i> =												F			
職員	る。 平	職員	福島県			この規則は、亚 附 則	き出張島	保健温	する。 うる。	福島	福島県	こ の		張所	き出	いわ							
職員の駐在及び	平成二十四	の駐在及	島県訓令第十			規則は即	所見相対	健福祉事務所	第二 記	福島県文書等 福島県文	電島県規則第四-	この規則は、 附 則	Ī		き市	いわ							
位及び 駐在 及取		及び駐				平成	保い) _ (保健所	所 (相		等管理	四十一号						•	郡相	相馬士	相	く。)に限る。)	市の恵	一(保健
在り	年六月十二日	在員の	7			平成二十四年六月十五日から施行する。	_	保福)	<u>k</u>	管理規則(平成十二年福島県規則第書等管理規則の一部を改正する規則	号	平成二十四年六月十五日から施行する。						馬	双	相馬市)に限る。)	事務を	健所設
服のの	日	服務				年 六	に改める。	福言	₹ - -	(平成の		年六	_				Τ		葉				置
等 服 に 務 関 等		等に関				月十五	°を 福		量量	十二 ・ 年 を	5	月 十 五									生部	生活衛	
す 関		する担		訓		日から	に改める。 (相保) 」を 福島県相双保健所	双保健	目 又 記	福島県		日から							進課	衛生業	事課	医療	進課
発表 (図 規		程の		令		施行力	双保	福祉事	1	・ 規則 気 規則 に	ļ	施行	_									条	_
び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令は在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令福島県知事(佐)		一部を				る。 る。	所	(相保福) 福島県相双保健福祉事務所いわき出張所和名音の項目「希島県相双保健福祉事務所いわき出張所	正 第	第百六·	'	。 る。									に改める。		
十 部 福 八 を 島 年 改 県		改正 す					(相 保)	・わき山木	fr Î	十号)											る。		
福まる		る訓会					福皂	展所	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の 一 郵													
新 訓 佐		を出る	k		- -		見相	(相保	- <u>-</u>	かを次(æ											
(昭和三十八年福島県訓令第三十四号) 成程の一部を改正する訓令 福島県知事佐藤雄平		のよう機制	丁		(文書法務課)		双 保 健	(相保福い)」に、		のよう		行政経営課)											
男 平		び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め出、先 機 関出 先 機 関	曷		務課)		福島県相双保健所いわ	(相保福い)」に、	具 目 又	(平成十二年福島県規則第百六十号)の一部を次のように改正 規則の一部を改正する規則		営課)											

この訓令は、 **附 則**

平成二十四年六月十五日から施行する。

福島県訓令第十八号

を次のように改正する。

3

別表双葉地方の避難住民の健康管理の支援に関する業務に従事する職員の項を削る。

の一部を次のように改正する。

この訓令は、平成二十四年六月十五日から施行する。

福島県訓令第十七号

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十四年六月十二日 労働委員会事務局 出 先 機 関

福島県知事 佐 藤 雄

この訓令は、

平成二十四年六月十五日から施行する。

告

示

平

職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県訓令第二十九号) 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 の一部

保健福祉事務所出張所長」「保健福祉事務所副部長 に改める。

別表中「保健福祉事務所副部長」を

入 事 課

平成二十四年六月十二日

福島県告示第三百十号

公印を次のように新調し、平成二十四年六月十五日その使用を開始する。

労働委員会事務局 出 先 機 関

番

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

福島県知事 佐 藤 雄 平

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

平成二十四年六月十二日

職員の職の格付に関する規程 (昭和三十七年福島県訓令第八号) の一部を次のように

改正する。

別表の医療職給料表(3格付表中

保健福祉事務所課

を

職印

7	
公	
印	
の	
名	
称	
印	
影	
公	
印	
管	
理	
者	

福島県知事

佐

藤

雄

平

20 Ø 3	20 O 3	号
張所用) 場県相双保健所いわき出 福島県相双保健所長印(福	用)福島県相双保健福祉事務所いわき出張所居即(福島県相双保健福祉事務	公印の名称
保 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県	相保福い用福島県相双保健福祉 事務所長印	印影
き出張所長。	務所いわき出張所長福島県相双保健福祉事	公印管理者

張所長 保健福祉事務所出 保健福祉事務所課 に、

寀

廸

严

誤

(行政経営課

保 健 所 課 長 保健所出張所長 に改める

人 事

課

務所出張所長 務所副部長 務所部長

に改める。

附

則

の日から施行する。

局の部出先機関の項の改正規定

この規則は、平成二十四年六月十五日から施行する。ただし、

(保健福祉事務所副部長に係る部分に限る。)は、

別表第二知事の事務部

公布

に

務を除く。)」を、 する事務(ただし、

属する准公所の長」を加える。

福島県告示第三百十一号

第三百八十一号)の一部を次のように改正し、平成二十四年六月十五日から施行する。 会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件 平成二十四年六月十二日 (昭和四十四年福島県告

(文書法務課)

表中「福島県相双地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下に「の所管に属 福島県知事 佐 藤 雄 平

「、福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する福島県相双保健福祉事務所に所 福島県相双保健福祉事務所に所属する准公所の長の所管に属する事 「福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下

審 査 課

福 島県人事委員 会

職員の給与の支給に関する規則の 平成二十四年六月十二日 一部を改正する規則をここに公布する。

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号) の一部

福

を次のように改正する。

職員の給与の支給に関する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

別表第二知事の事務部局の部出先機関の項中

島

福島県人事委員会規則第十二号

「保健福祉事務所部長」 保健福祉事

を 保健福祉事 保健福祉事

(採用給与課

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】 発行者 印刷所 福 島 긺 株式会社 第 印